

第7回氷見市景観審議会

○日時 令和8年7月3日（金） 14：00～15：40

○場所 氷見市役所 地域協働スペース2・3

○出席 委員7名、事務局7名

○次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

議案）氷見市景観計画の改定について

報告）令和7年度の実証実験について

5 閉 会

○配布資料

当日配布 座席表

当日配布 出席者名簿

資料1 氷見市景観計画の改定について

資料2 氷見市景観形成重点地区景観計画（案）等に対する意見募集の概要とその対応について

資料3 氷見市景観計画（改定案）

資料4 氷見市景観計画（改定案）新旧対照表

資料5 氷見市景観形成重点地区景観計画（案）

資料6 令和7年度の実証実験の取組み

■参加者名簿

	区分	氏名	役職	出欠
委員	学識経験者	武山 良三	富山大学名誉教授	○
	関係団体	岩倉 鐘基	富山県宅地建物取引業協会高岡支部 氷見市行政諸団体担当 幹事	○
		小林 弘二	富山県建築士会氷見支部 副支部長	—
		清水 喬平	富山県屋外広告美術協同組合	○
		大門 益子	富山県建築士会 女性委員会	○
		越田 宗彦	氷見市自治振興委員連合会 副会長	—
	公募市民	舩山 正幸	会社員	○
		山本 紋可	会社員	○
	行政機関	山林 寛和	富山県土木部建築住宅課 副主幹・景観係長 (吉野 博行委員代理)	○
事務局	氷見市	小倉 宣幸	建設部 部長	○
		草山 貞夫	都市計画課 課長	○
		岩坪 大祐	都市計画課 課長補佐	○
		江畑 友太	都市計画課 主任	○
		藪下 優太	都市計画課 技師	○
	委託事業者	下山 万理子	(株)都市環境研究所	○
		車谷 綾花	(株)都市環境研究所	○



＜議事概要＞

1. 開会

事務局： 只今から、第7回氷見市景観審議会を開催します。よろしくお願いします。

2. 市長あいさつ

(菊地正寛市長より挨拶)

3. 委員紹介

4月23日に委員の変更があり、氷見市自治振興委員連合会副会長の越田宗彦様が新たに委員となった。

4. 議事

武山会長： それでは、氷見市景観計画の改定、令和7年度の実証実験について、それぞれ事務局より説明をお願いします。

事務局： (資料1・資料2・資料3・資料4・資料5・資料6に基づき、事務局より説明)

議案) 氷見市景観計画の改定について

武山会長： ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、順次発言いただきたいと思います。まずは、氷見市景観計画改定の内容につきまして、ご意見・ご質問はありますか。

武山会長： 資料3、p.25で太陽光発電設備等を抜き出して記載しているが、p.23にも詳しく記載があるため、p.25にはいらんのではないかと。

事務局： p.23は建築物の屋根等に設置する太陽光発電設備についての内容だが、p.25「その他」に記載されている内容は、工作物としての太陽光発電設備についてであり、別の区分として整理してある。

武山会長： p.25「その他」に記載の夜間照明は、太陽光発電設備のように独立して書いても良いのではないかと。または、「照明は、」という言葉で文章の最初に持ってきて、何に関する基準かすぐにわかるような表現にした方が良い。

事務局： 承知した。「照明は、」を加える。

A委員： 例えば駐車場を作って、照明を設置したいときは、事前に届出をして協議をしてから設置するということか。

事務局： 届出対象行為に該当する場合はその通りである。事前相談で景観に配慮いただくことについて対話して、お互い納得した上で行為に着手してもらう。

A委員： 今後、まちづくりが進むとともに新たに駐車場を設置することがあると思うが、駐車場は暗いため、安全上照明を設置する機会があると思う。その時にどうまち並みと調和していくかは大事なことで丁寧を考えていただきたい。

事務局： 承知した。

- A 委員： 資料 2、p. 8 の 8 番の意見の内容は私も同意見である。今回はシンボルロードとして国道 415 号を重点的に取り組んでいるが、氷見駅前が含まれる中央町から伊勢大町が重点地区に含まれていないことが気になる。また、重点地区の景観計画の中にも「氷見らしさ」という表現が出てくるが、何を指して氷見らしさというのか。
- 事務局： 国道 415 号における氷見らしさは、例えば朝日山からのまちの眺め、黒瓦の家並み、海と山をつなぐまち並みなどと認識している。
- A 委員： 氷見は山がまち並みまで迫っていて、海があることが特徴の一つである。氷見らしさを守るということは、賑わいをつくっていく中で、今のまち並みを大事にしながら、新しく店をつくるにしても外観はそのままにしてほしいということではないか。これまで、市は賑わい創出に向けて、まんがロードのモニュメント等をつくってきたが、整備することが目的となってしまう、賑わい創出の手段になっていないと感じる。取り組みを手段にしていけないといけない。また、シンボルロードは氷見 IC ができてからつくられた新しい道であるため、観光客に芸術文化館から中央町まで歩かせたり、賑わいを創出したりするのは無理があると感じる。シンボルロードを観光客が歩いているところを見たことがない。駅前や商店街も重点的に景観施策等の取り組みを行っていただきたい。
- 事務局： 駅・商店街周辺は検討の次なる候補地区として、重要視しているので、これからも進めていきたい。
- 武山会長： 「駅」というキーワードを資料、p. 8 の 8 番の意見の回答に含めたほうが良いのではないか。
- 事務局： 駅周辺が優先的に検討する地区に含まれていることを明記する。
- 武山会長： その区画設定は行政の中での認識であり、市民にとっては想像しにくい。そのため、p. 8 の 8 番の意見に対する市の考え方に記載されている、「（仮称）旧市街地区（中央町から伊勢大町）」の表現を「（仮称）旧市街地区（中央町から駅を中心とした伊勢大町）」とした方が、駅前も優先的に検討する地区のひとつであることが伝わるのではないか。
- B 委員： 資料 5、p. 1 の背景と目的に記載がある、「公共と民間が協働」という言葉に違和感がある。氷見市景観計画 p. 50 の記載に合わせ、市民・事業者・行政の 3 者の表現とした方が、計画同士が連動している印象を受けるので良いと思う。
- 事務局： 資料 5、p. 1 の表現は、行政にとどまらず、公のために活動を行っている多様な主体を公共として定義しており、民間と対比させたいという意図で記載したが、市民、事業者、行政の表現を反映させたい。
- 武山会長： 委員の意見は的を射ている。背景と目的の中には、「氷見市景観計画の基本理念に基づき、」という文章があるため、表現を合わせておく方がスムーズである。

- 事務局： 承知した。
- A 委員： 市民や事業者の立場からすると、話し合いの中では、市民と行政の協働の取り組みということで意見が一致していくが、実際の事業にあたっては、結局は資金との兼ね合いになってしまい、望むような結果にならないことが懸念される。
- 事務局： 懸念されるようなことにならないよう、しっかりとコミュニケーションを取りながら取り組んでいきたい。
- C 委員： 鳥瞰イラストの並木について、ピンクにするとハナミズキではなく桜に見えてしまうので、色を変えられないのか。
- 事務局： 現況を反映してピンクとしている。
- C 委員： 桜並木ではないことをどこかに明記したらよいのではないのか。
また、氷見ブルーを活かす案は良いと思ったので、雨晴のように氷見の海岸線はブルーにして海岸線のイメージを形成するなど、工夫できると良いのではないのか。
- 武山会長： ピンクの色が淡いので、彩度をあげると桜のような印象が減るのではないのか。
また、木のかたちにボリュームがあると桜に見えてしまうので、ハナミズキらしく輪郭を少し尖らせるなど工夫があると良い。
- D 委員： 資料 5、p. 49、緑化の基準について、「敷地内の樹姿や樹勢の良い樹木や樹林」に関する内容があり、おそらく銘木やシンボルツリーなどを指していると思われるが、植物は非常に扱いが難しい。樹勢の良い、という表現があるが、樹勢は強いか弱いという表現が適切である。樹勢が強いと敷地外にはみ出す、落ち葉が周辺を汚してしまうこともある。緑化に関する内容を基準に記載するのは良いと思うが、植栽は季節によって花が咲く日、落ち葉が多い日などさまざまであるので管理等を野放しにしてしまうとまちが荒れる可能性がある。植栽の管理まで含めて、保存又は移植をすべき樹木等について相談・アドバイスができると良い。
- 事務局： 景観誘導基準は配慮事項であり、強制する基準ではないため、状況に応じて市民と共に進めていきたい。
- E 委員： 計画や資料についてはよくまとめられていると思う。景観審議会に参加することになり、久々に氷見のまちを回ってみると、広い道や綺麗なバス停ができており、今後もそういったものが波及していく等、良い変化が出てくるのかなと期待してまちを歩いた。
- 事務局： 前回の審議会にて、委員からエリア内建物の建築年数ごとの分布の調査をした方がよいとの意見をいただき、実際に調査を行った。その結果、国道 415 号沿いは新しい建物が多いものの、一定数古い建物があることもわかった。修景は個人個人のタイミング次第ではあるため、建物の築年数と直接的には関係しないかもしれないが、建物の今後を踏まえて、景観まちづくりの呼びかけをしていくことは価値があると考えている。

武山会長： このほかにご意見がなければ、一部文言訂正をしたものを私の方で確認させていただいて、その修正案で議決するとしてよろしいか。

委員一同： 異議なし。

報告) 令和7年度の実証実験について

武山会長： 令和7年度実証実験の報告についてご意見・ご質問がありましたら、順次ご発言いただきたいと思います。

武山会長： 単なる補修と補助対象に該当する修景の違いについて、既存色の再塗装は該当しないことを明記するとのことだが、まち並みの保全という観点では既存のものを守ること、元の状態で復旧することも重要であると感じるため、明記は避けた方が良くはないか。

事務局： それぞれの事情や要素を踏まえ、本事業の対象になるかどうか総合的に判断しながら運用していきたいと考えている。

A 委員： 以前紹介していたガードパイプの色を白から茶色に変更するのも、修景に該当するのか。

事務局： 該当する。国土交通省がダークブラウンを景観配慮色のひとつとして示している。今後の施設の更新のタイミングを捉え、別の場所においても修景を検討したい。例えば、氷見IC周辺もダークブラウンで整備されている。

A 委員： 山口県では夏みかんを売り出していて、ガードレールの色を橙色にしており、それがとても好評であると聞いた。氷見でも景観配慮色として、茶色も良いが、氷見ブルー等の色を使うのも良いのではないか。

事務局： 氷見ブルーも氷見らしい色彩として、活用を検討したい。

A 委員： 実験的に使用してみるのも一つの案だと考える。

武山会長： 今のような議論を景観審議会でも積極的に行っていきたい。誰かが良いと感じていても、違う視点から見ると良くない側面もある。そういったことを皆さんで確認しながら進めていきたい。

F 委員： シンボルロードとして氷見ICから芸術文化館、漁港まで続いていくが、通りのシンボルカラーなどをつくり、統一感を創出するというのは観光においても効果的なのではないか。子どもに対しても、ものごとを言葉で伝えるより、視覚的な色で伝える方が覚えてもらえることもある。

事務局： 色彩は、まち並みづくりにあたって、重要な視点の一つであるため、今後のソフトの活動を含めた取り組みの中で前向きに議論していきたい。

武山会長： シンボルロードのまち並みをつくっていくのは市民の人にとって大事なテーマになると思う。その中で今出た意見等が市民参加型の取り組みとしてきちんと議論されるような仕組みづくりが求められると考える。

事務局： 議論の仕組みづくりを検討したい。

武山会長： 他委員からのご発言はないようですので、審議事項および報告事項の議事をこれにて終了させていただきます。では、事務局お願いいたします。

事務局： 武山会長どうもありがとうございました。そして委員の皆さま、貴重なご意見ありがとうございました。令和９年度からの制度開始に向けて本日いただきました意見を踏まえ、今後も進めてまいります。

5. 閉会

事務局： 以上をもちまして、第７回氷見市景観審議会を終了させていただきます。
本日は大変ありがとうございました。

以上